

令和3年度甲種防火管理再講習について（お知らせ）

一定規模用途の大きな建物における防火管理者は5年以内毎に特定の防火管理講習受講が必要です。この講習を甲種防火管理再講習といいます。

これを受講しなければ、建物の防火管理者は適正な選任とは認められません。

甲種防火管理再講習を次のとおり行います。

講習日時 令和3年8月20日（金） 9時～12時まで

講習場所 甘木・朝倉消防本部 3階講習会場（朝倉市一木18番地20）

受講対象者

収容人員が300人以上の公会堂、集会場等、遊技場・パチンコ店、飲食店、店舗・スーパーマーケット、ホテル・旅館、病院、福祉センターなど不特定多数の人が出入りする建物や、火災が発生した時に人命に及ぼす危険が高い建物（特定防火対象物といいます）において防火管理者に選任されている方は、5年毎に防火管理再講習を受講しなければなりません。受講義務は次のとおりです。

- （1）防火管理講習を修了した日から、防火管理者に選任されるまでの期間が4年以上経っている方は、選任された日から1年以内に再講習を受講する。
- （2）上記以外の方は、甲種防火管理新規講習又は再講習を受講した日の翌年度4月1日を基準日として、5年以内に再講習を受講する。

受講申込等

（1）受講申込

受講申込用紙に必要事項を記入し消防本部予防課に提出してください。

申込用紙は、上記のアイコンをクリックしてください。

また、消防本部及び分署・出張所にも準備しています。

（2）申込期間

令和3年7月20日（火）から講習前日まで（土日祝日除く）

8時30分から17時まで

（3）テキスト及び資料代

2,000円を受講日に徴集します。

（4）受講資格及び定員

今年度の講習会は管内（朝倉市・筑前町・東峰村）の事業所に勤務されている方に限らせていただきます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定員を15名にさせていただきます。

詳しいことは、甘木・朝倉消防本部予防課 電話23-2752までお問い合わせください。